

## 事業用大規模建築物減量計画書の提出様式等の変更について

### 1 変更の趣旨

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(以下「しまつのこころ条例」)において、目的や対象とする業種に応じて定めている3つの事業者報告書制度(※1)について、より効果的・効率的な運用や、事業者の皆様への提出作業の簡略化などが図れるよう、事業用大規模建築物減量計画書等の報告書様式の変更や面積要件(大規模制度は変更なし)の整理などを実施しました。

また、事業所でのごみ減量や分別・リサイクルの取組の検討・実践の際に役立てていただけるよう、事業者の皆様へぜひ実践していただきたい取組等をまとめた「ごみ減量&資源循環のための指針・事例集」(※2)を今年度、作成しました。この内容を踏まえて、報告書様式を変更するとともに、今後、得られた情報を集計して、業種別等の取組概況を本市HPで紹介するなど、事業者の皆様への更なる取組促進につなげていきます。

※1 2R取組等事業者報告書制度(以下、「2R制度」)、事業用大規模建築物減量計画書制度(以下、「大規模制度」)、特定食品関連事業者減量計画書制度(以下、「特定食品制度」)

※2 本市HPに掲載していますので御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000349586.html>



### 2 変更の概要

以下は主な変更点を記載しております。事業用大規模建築物減量計画書等の様式変更などの詳細については、2月に開催しました研修会動画を御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000348931.html>



#### (1) 事業用大規模建築物減量計画書等の様式の変更

##### ○ 主な変更点

- ① 廃棄物の発生抑制等の方策(取組実績及び計画の報告)を、記述式から選択式に変更(取組項目は「ごみ減量&資源循環のための指針・事例集」に示すもの)
- ② リサイクル可能なごみ(紙ごみや生ごみ)について、再生利用の方法の入力を追加

#### (2) 事業用大規模建築物減量計画書等の提出期日の見直し

現在の「毎年5月31日」から1か月延長し、「毎年6月30日」に変更

なお、2R制度及び特定食品制度については変更なし(毎年6月30日)。

※制度変更を行うことから、令和8年度に限り、提出期日を8月31日まで延長

#### (3) 報告書の提出方法の簡略化

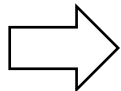

大規模制度以外の2制度(2R制度及び特定食品制度)の面積要件を以下のとおり整理するとともに、報告書作成・提出のためのツール(提出用エクセルA)を用いることで、複数制度の対象となっている業種を含め、必要な報告書を一括で作成・提出できるよう変更しました。

※ 大規模制度の面積要件の変更はなし(事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上)

##### ○ 2R制度及び特定食品制度の面積要件の変更について

旅館業・結婚式場業など、施設ごとに管理実態が異なる事例が多い業種について事業所単位に面積要件を変更し、これまで複数制度の報告書をそれぞれ提出していただいていたものを一括で作成・提出できるように整理しました(面積要件の変更の詳細は次ページ参照)。

なお、これに伴い、特定食品制度の対象となる「ホテル・旅館、簡易宿所、結婚式場業等」については、これまでの「店舗等の床面積の合計が3,000㎡以上の事業者」から「1棟の延べ床面積が1,000㎡以上の事業所」を提出対象としたことから、事業所ごとに新たに特定食品制度の報告書の提出が必要となりますが、「提出用エクセルA」を使用いただくことで、必要な報告書を一括で作成・提出できるようにしております。

		現行		見直し後
		業種	面積要件	面積要件
特定食品制度	ホテル・旅館、簡易宿所、結婚式場業等	店舗等の床面積の合計が3,000㎡以上の事業者	事業所単位 で規定 	1棟の延べ床面積が1,000㎡以上の事業所
2R制度	ホテル・旅館	1つの店舗等の床面積の合計が1,000㎡以上の事業者 又は、店舗等の床面積の合計が3,000㎡以上の事業者		
	大学	全ての大学	変更なし 	全ての大学

○ 提出が必要となる報告書一覧（業種別）

業種	大規模制度	2R制度	特定食品制度
ホテル・旅館	○	○	○
簡易宿所・結婚式場等（※）	○	×	○
大学	○	○	×
その他の業種	○	×	×

※ これらのほか、内陸水運業、沿海旅客海運業